平成２９年（フ）第４０７号
京都市伏見区石田大受町31番地105
債務者　藤田　妙子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４９４号
京都市伏見区南新地４番地６
債務者　杉山　泰一
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１６９号
兵庫県尼崎市食満７丁目９番１―206号
債務者　江藤　歩美
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６５号
兵庫県姫路市忍町115番地の２、住民票上の住所兵庫県姫路市御立西２丁目10番21―１号
債務者　ｃｏｕｌｅｕｒ，ＢＡＲ　Ｆｌｅｕｒ　こと　古西　安武
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７２号
兵庫県姫路市広畑区東新町１丁目32番地　米田ビル１　401号室
債務者　廣山　隆公
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１７７号
兵庫県加古川市野口町北野152番地の１　シティハイムトルナーレ108号、従前の住所兵庫県加古川市平荘町一本松540番地の１
債務者　櫻井　信子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５号
和歌山県新宮市蓬莱３丁目３番７号、住民票上の住所和歌山県田辺市稲成町2634番地の７
債務者　山室　規久（旧姓小泉）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２８年（フ）第８３４号
広島市南区仁保新町２丁目11番53―403号　パレグレース仁保
債務者　片岡　勇
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３０３号
広島市安芸区矢野西３丁目17番３号
債務者　向原　修
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５５号
広島市安佐南区長束西１丁目23番５―302号
債務者　坂場三記央
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２９号
広島県三原市須波ハイツ１丁目５番13号
債務者　池内　洋介
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第３０号
広島県尾道市栗原町3592番地
債務者　島田　博文
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第３４号
広島県尾道市神田町７番35―41号
債務者　島谷　恵美
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第３５号
広島県三原市宮沖５丁目17番22号
債務者　柏原　愛
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第３６号
広島県尾道市栗原町8532番地１
債務者　石岡　利浩
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第３６号
愛媛県西条市飯岡1771番地１、前住所愛媛県西条市喜多台448番地１
債務者　戸田　慎也
1　決定年月日時　平成29年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第３２号
佐賀県武雄市山内町大字大野6658―１、住民票上の住所福岡県太宰府市朱雀１丁目10番13号
債務者　ミッキーホリこと　堀信　生子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
佐賀地方裁判所武雄支部